

第一號議案 港灣労働者保護法制定に関する件

主 文

吾等は港灣労働者の労働生活を保障すべき保護法の即時立案とその実現を期す。

理 由

港灣労働者は吾國産業上に負はるべき役割は貿易並出入旅客の仲継的運送であつて一日もその停止を許さばない。吾國の地域的乃至経済的關係に於いて彼等が如何に重大なる貢獻をなしつつあるか此処に疑言を容れざる地である。

然るに彼等とその労働内容の近似せる船員に対しては船員法海商法其の他の保護法あり更に陸上労働者に対しても夫々工場法 鉱業法 労働者災害扶助法等々の保護法あるにも拘らず港灣労働者はその中間に放置せられて顧らるる今日尙一片の保護法すら制定せられざることは重大なる時代錯誤と言ふべきである。此の見地より本大會は彼等の労働生活を保護するため港灣労働者保護法の制定を要望するものである。

実行方法

新中央委員會に一任

第二號議案 港灣労働者に対する社會施設の設置に関する件

主 文

吾等は港灣労働者の特殊的環境に適應せる托児所 実費診療所 安全なる定費設置等の実現を期す。

理 由

港灣都市の健全なる發達はその原動力たる港灣労働者をして安んじてその労働能力を發揮せしむるに在る。然も是れが爲に現在港灣都市が如何なる施設をなしてあるか思ひ及ぶ時 今日港灣都市社會施設の急務は

- 一、 無料托児所の設置
- 二、 実費診療機関の設置
- 三、 学校設置
- 四、 安全なる定費所の設備

の完成に在ることは言を俟たぬ所である。予算を文々としてその実現を遷延せしむる本如きは港灣都市の本質に對して認識不足の甚だしきものであつて、港灣労働者に課せられたる重大なる任務に對して如上の要求は極めて妥當且最少限度のものなることを確信するものである。

実行方法

新中央委員會に一任

第三號議案 労働組合法即時制定に関する件

主 文

吾等は左記要綱を具する労働組合法の即時制定を要求す。

労働組合要綱

- 一、 本法に於て労働組合と稱するは労働條件の維持改善及其他被備者の共同利益の保護増進を目的とする被備者の団体又はその聯合を謂ふ。